「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧指針(平成 18 年 6 月通知)	改正指針(平成 27 年 2 月改正)
第 1 総則	第 1 総則
2 定義	2 定義
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3)実施機関	(3)実施機関
動物実験等を実施する機関であって、次に掲げるもの(これに係る	動物実験等を実施する機関であって、次に掲げるもの(これに係る)
動物実験等を実施する附属の研究所等も含む。)をいう。	動物実験等を実施する附属の研究所等も含む。)をいう。
① 厚生労働省の施設等機関	① 厚生労働省の施設等機関
② 独立行政法人(厚生労働省が所管するものに限る。)	② 独立行政法人(厚生労働省が所管するものに限る。)
③ 民法 (明治 29 年法律第89号) 第34条の規定により	③ その他の厚生労働省が所管する <u>事業を行う</u> 法人
設立された法人(厚生労働省が所管するものに限る)	
④ その他の厚生労働省が所管する法人	
(4)~(6) (略)	(4)~(6) (略)
第2 実施機関の長の責務	第2 実施機関の長の責務
7 自己点検及び評価	7 自己点検及び評価 <u>並びに検証</u>
実施機関の長は、定期的に、実施機関における動物実験等の本指針及	実施機関の長は、定期的に、実施機関における動物実験等の本指針及
び機関内規程への適合性について、自ら点検及び評価を実施すること。	び機関内規程への適合性について、自ら点検及び評価を <u>行うとともに、</u>
	当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証
	<u>を実施することに努めるものとする。</u>